

高知県嶺北地域公共交通協議会設置要綱（案）

平成30年2月22日制定
平成31年 月 日一部改正

（目的）

第1条 高知県嶺北地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域における需要に応じ、将来にわたり安心して利用できる持続可能な公共交通ネットワークを確立するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の策定及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

（事業）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1） 網形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- （2） 網形成計画の実施に係る協議に関すること。
- （3） 網形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するため必要なこと。

（組織）

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

（会長及び副会長）

第4条 協議会には、会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、前条の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐して会議の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 委員が協議会に出席できない場合は、あらかじめ届け出た者が代理出席することができる。
- 3 会議の議決方法は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料の提出又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第6条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第7条 第2条第1項各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第9条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の経費をもって充てる。

(監査)

第10条 協議会に監査委員を2名置く。

2 監査委員は、本山町副町長及び大豊町副町長をもって充てる。

3 協議会の出納監査は、監査委員によって行う。

4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第12条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算し、監査委員であった者が出納監査を行うこととする。

(要綱の変更)

第13条 この要綱を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 月 日から施行する。

○ 嶺北地域公共交通協議会 構成員

【委嘱期間：平成33年3月31日まで】

区分	団体名	役職	氏名	備考
学識経験者	名古屋大学大学院	教授（工学博士）	加藤 博和	
	高知工科大学	講師（工学博士）	西内 裕晶	
国	国土交通省四国運輸局交通政策部	交通企画課長	柴山 和広	
市町村	本山町	副町長	松岡 寛	
	大豊町	副町長	好永 公一	
	土佐町	副町長	高橋 昭雄	
	大川村	副村長	明坂 健喜	
公共交通事業者	(有) 嶺北観光自動車	代表取締役	竹内 讓二	
	とさでん交通（株）	代表取締役	片岡 万知雄	
	四国旅客鉄道（株）	高知企画部長	田岡 弘久	
	(有) 大杉ハイヤー	代表取締役	小川 洋子	
	豊永観光（有）	代表取締役	上池 章水	
	(有) 大豊ハイヤー	代表取締役	上村 敏郎	
道路管理者	国土交通省四国地方整備局 土佐国道事務所	副所長（管理）	松崎 久記	
	高知県中央東土木事務所本山事務所	所長	笹岡 吉市	
公安委員会	高知県高知東警察署	本山警察庁舎長	畠中 卓矢	
利用者	本山町区長会	会長	古田 恵郎	
	大豊町区長協議会	会長	川村 知水	
	土佐町地区長会	会長	和田 善明	
	大川村部落自治会連合会	会長	岩崎 一仁	
教育機関	高知県立嶺北高等学校	教頭	谷口 博幸	
医療機関 （病院）	本山町立国保嶺北中央病院	事務長	佐古田 敦子	
	(医) 十全会早明浦病院	事務局長	笹岡 忠幸	
社会福祉 機関	(社福) 本山町社会福祉協議会	会長	山北 修司	
	(社福) 大豊町社会福祉協議会	会長	都築 康博	
	(社福) 土佐町社会福祉協議会	事務局長	山首 尚子	
	(社福) 大川村社会福祉協議会	会長	岩崎 一仁	
商工機関	大豊町商工会	会長	小笠原 妙子	
	本山町商工会	会長	松葉 晶夫	
	土佐地区商工会	会長	和田 光雄	
観光機関	本山町観光協会	会長	森 圭	
	大豊町観光開発協会	代表理事	上村 芳晴	
	土佐さめうら観光協会	理事長	重光 良一	
県	高知県中山間振興・交通部	副部長	中村 剛	
	高知県産業振興推進部	地域産業振興監 (嶺北地域担当)	豊永 大五	

○ 嶺北地域公共交通協議会 幹事会構成

区 分	団 体 名	備 考
町村	本山町政策企画課	
	大豊町総務課	
	土佐町総務企画課	
	大川村総務課	
県	中山間振興・交通部 中山間地域対策課	
	中山間振興・交通部 交通運輸政策課	

- ※ 委託業者にも参加をいただくことができる。
- ※ 必要に応じて、委員にも参加をしてもらうことができる。